

第15回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

- 事業報告
 - 新株予約権等の状況
 - 会計監査人の状況
 - 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- 連結計算書類
 - 連結株主資本等変動計算書
 - 連結注記表
- 計算書類
 - 株主資本等変動計算書
 - 個別注記表

第15期

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

株式会社ネットスターズ

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 回 新 株 予 約 権	第 3 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2018年12月28日	2020年3月31日
新 株 予 約 権 の 数		364個	1,760個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 728,000株 (新株予約権1個につき 2,000株)	普通株式 352,000株 (新株予約権1個につき 200株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは 要しない	新株予約権と引換えに払い込みは 要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権1個当たり 1,000,000円 (1株当たり 500円)	新株予約権1個当たり 300,000円 (1株当たり 1,500円)
権 利 行 使 期 間		2020年12月29日から 2028年12月28日まで	2022年4月1日から 2030年3月31日まで
行 使 の 条 件		(注) 1.	(注) 1.
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 314個 目的となる株式数 628,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 1,500個 目的となる株式数 300,000株 保有者数 1名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名
	監 査 役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名

		第 5 回 新 株 予 約 権	第 8 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2020年12月28日	2022年2月21日
新 株 予 約 権 の 数		279個	3,405個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 55,800株 (新株予約権1個につき 200株)	普通株式 681,000株 (新株予約権1個につき 200株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは 要しない	新株予約権と引換えに払い込みは 要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権1個当たり 390,000円 (1株当たり 1,950円)	新株予約権1個当たり 400,000円 (1株当たり 2,000円)
権 利 行 使 期 間		2023年3月1日から 2030年12月25日まで	2022年3月19日から 2032年1月31日まで
行 使 の 条 件		(注) 1.	(注) 1.
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 3,300個 目的となる株式数 660,000株 保有者数 3名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名
	監 査 役	新株予約権の数 10個 目的となる株式数 2,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名

		第10回新株予約権
発行決議日		2023年1月20日
新株予約権の数		1,220個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 244,000株 (新株予約権1個につき 200株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 405,000円 (1株当たり 2,025円)
権利行使期間		2023年1月22日から 2032年12月31日まで
行使の条件		(注) 1.
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 1,200個 目的となる株式数 240,000株 保有者数 3名
	社外取締役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名
	監査役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名

- (注) 1. 当社の株式がいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、行使することはできない。権利行使時において、当社の取締役、従業員及び顧問その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、これらの地位にない場合でも、正当な理由があると当社が認めるときは、行使ができる。
2. 当社は、2019年8月23日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより第1回新株予約権の「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。
3. 当社は、2023年6月20日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより第1回・第3回・第5回・第8回及び第10回新株予約権の「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第 9 回 新 株 予 約 権	第 1 0 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2023年1月20日	2023年1月20日
新 株 予 約 権 の 数		565個	1,220個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 113,000株 (新株予約権1個につき 200株)	普通株式 244,000株 (新株予約権1個につき 200株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは 要しない	新株予約権と引換えに払い込みは 要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 405,000円 (1株当たり 2,025円)	新株予約権1個当たり 405,000円 (1株当たり 2,025円)
権 利 行 使 期 間		2025年1月22日から 2032年1月31日まで	2023年1月22日から 2032年12月31日まで
行 使 の 条 件		(注) 1.	(注) 1.
使用人等 への交付 状 況	当 社 使 用 人	新株予約権の数 565個 目的となる株式数 113,000株 保有者数 34名	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名
	子 会 社 の 役 員 及 び 使 用 人	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 4,000株 保有者数 1名

- (注) 1. 当社の株式がいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、行使することはできない。権利行使時において、当社の取締役、従業員及び顧問その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、これらの地位にない場合でも、正当な理由があると当社が認めたときは、行使ができる。
2. 当社は、2023年6月20日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより第9回及び第10回新株予約権の「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

③ その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額(千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,000
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,500

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の重要な子会社のうち、在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、コンフォート・レター作成業務の対価を支払っています。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要

(1) 処分対象

太陽有限責任監査法人

(2) 処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約をしている被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）
- ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）
- ・ 処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）

(3) 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人太陽有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第

423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及びグループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社及びグループ会社の取締役会は、「取締役会規程」の定めに従い、法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役からの業務執行状況の報告を受けるものとする。
 - ロ. 当社及びグループ会社の取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、取締役会に報告する。
 - ハ. 当社は関係会社管理規程を制定し、当社及びグループ会社の適法性、倫理性及び財務報告の信頼性を確保する。また、関係会社管理規程に基づいて当社取締役は、グループ会社が適切な意思決定を行うよう指導・管理する。
 - ニ. 当社は当社及びグループ会社のコンプライアンス体制に係る「コンプライアンス規程」を整備し、法令・定款及び当社の経営理念を遵守した行動をとるための行動規範を定める。
 - ホ. その徹底を図るため、当社はリスク委員会を設置し、当社及びグループ会社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。リスク委員会の構成、役割、権限、開催等の事項は、別途「リスク管理規程」に定める。
 - ヘ. 法令違反などの早期発見と不祥事の未然防止を図るため、当社及びグループ会社は「内部通報規程」を定め各社内部通報窓口を設け、取締役及び使用人が社内での法令違反について通報を行いやすい体制を構築するとともに、通報者に対して不利益な取扱いを行わないこととする。
 - ト. 当社は業務執行部門から独立し、社長が直轄する内部監査を担当する部署を設置し、「内部監査規程」に従って、当社及びグループ会社に対し内部監査を実施する。
- ② グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - イ. 関係会社管理規程で定める担当役員及びグループ会社の社長は当社取締役に対し定期的に経営報告を行う。
 - ロ. 当社は取締役及びグループ会社社長が出席する会議体をグループ会社の規模や地域等に合わせ設置し、重要な経営案件に係る情報の報告を受ける体制を整備する。

- ③ 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ. 当社は「文書管理規程」を定め、次の各号に定める文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料とともに保存及び管理する。
 - a. 株主総会議事録
 - b. 取締役会議事録
 - c. 監査役会議事録
 - d. 税務署その他官公庁に提出した書類の写し
 - e. その他「文書管理規程」に定める文書
 - ロ. 上記文書の保管の場所及び方法は、当社取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合は速やかに閲覧が可能な場所及び方法とし、その詳細を「文書管理規程」に定める。
 - ハ. 上記の文書の保管期間は、法令に別段の定めのない限り「文書管理規程」に各文書の種類ごとに定める。
 - ニ. 当社及び対象となるグループ会社は当社が定める個人情報保護ルールに基づき、個人情報を厳重に管理する。
 - ホ. 当社及び対象となるグループ会社は当社が定める機密情報管理ルールに基づき、機密情報の適正な保存、管理及び活用を行う。
- ④ 当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 当社は当社及びグループ会社のリスク管理を体系的に規定する「リスク管理規程」を定める。
 - ロ. 当社及びグループ会社のリスクに関する統括をするために当社はリスク・コンプライアンス委員会を設置する。
 - ハ. リスク・コンプライアンス委員長は原則として当社代表取締役がこれにあたる。（但し、取締役会の決議により他の者を選任することを妨げない。）
 - ニ. リスク・コンプライアンス委員長はリスク管理に関する事項を必要に応じて取締役会に報告する。
 - ホ. 当社は当社及びグループ会社で、事故・災害等のグループに影響を及ぼす危機発生時は、リスク・コンプライアンス委員会を開催し適切かつ迅速に対処するものとする。
- ⑤ 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社及びグループ会社は「職務権限規程」等により取締役の権限と責任を明確化し、また当社及びグループ会社は定期的に取り締会を開催し取締役間の連携緊密を図り、経営意思決定を迅速化し、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を構築する。
 - ロ. 当社及びグループ会社の取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
- ⑥ 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の当社取締役からの独立性並びに当社監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役補助者を選任する。当該監査役補助者の選任、解任に関しては当社監査役の同意を必要とし、人事考課については当社監査役がこれを行うことにより、当社取締役からの独立性を確保する。
 - ロ. 監査役補助者に対する指示・命令は当社監査役が行うこととし、当該指示・命令に関して当社取締役の指揮命令は受けないものとする。

- ⑦ 当社及びそのグループ会社の取締役等、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 当社の取締役及び使用人並びにグループ会社の取締役等、監査役及び使用人は、取締役会及び社内の重要な会議を通じて、また、定期報告等によって、重要な意思決定及び業務執行の状況を当社監査役に報告する。
 - ロ. 当社の取締役及び使用人並びにグループ会社の取締役等、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないこととする。
 - ハ. 当社監査役は子会社監査役と必要に応じ情報共有や報告のための会議を行う。
- ⑧ 当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社監査役は、取締役会のほか、必要に応じて重要な会議に出席するとともに、稟議その他業務執行に関する重要な文書を閲覧する。
 - ロ. 当社及びそのグループ会社の取締役又は使用人は説明を求められた場合には、当社監査役に対し詳細に説明することとする。
 - ハ. 会計監査人、内部監査部門及び管理部署と定期的な意見交換を行い、財務報告の適正性について確認できる体制をとる。
- ⑨ 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- イ. 当社は当社監査役の職務の執行について生ずる費用等を当社監査役からの請求に応じて遅滞なく支払うこととする。
 - ロ. 当社は前払等についても同様に、当社監査役からの要請に応じることとする。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の有効性を評価・報告する体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 職務執行の適正及び効率性の確保に関する取り組み状況

当社の取締役会は10名で構成され、社外監査役3名も出席しております。

当事業年度において取締役会は19回開催され、法令、定款及び社内諸規程に従って、経営上の重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。各議案の審議にあたっては、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。また、職務執行の効率性を確保するため、CEO、COO、CTO、CFO及び部門を管掌する取締役で構成される経営会議を適宜開催し、取締役会付議事項について事前審議を行い、取締役会で決定された戦略・方針に基づき、その業務執行の進捗状況等について議論し、意思決定を行っております。

② 監査役監査の実効性の確保に関する取り組みの状況

当社の監査役会は社外監査役3名で構成されております。

当事業年度において監査役会は16回開催され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。また、常勤監査役は経営会議等の重要会議に出席するほか、稟議書等を閲覧することにより、監査の実効性の向上を図っております。

③ 当社における業務の適正の確保に関する取り組みの状況

当社子会社につきましては、当社取締役複数名が取締役を兼務し、子会社の経営管理を行っております。また、関係会社管理規程に従い、子会社から当社に対し、適宜事前の承認申請又は報告を行っております。

連結株主資本等変動計算書

(自2023年1月1日)
(至2023年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	
当連結会計年度期首残高	3,984,370	7,219,900	△4,792,771	6,411,498
当連結会計年度変動額				
新株の発行	466,900	466,900		933,800
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△347,688	△347,688
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)				
当連結会計年度変動額合計	466,900	466,900	△347,688	586,111
当連結会計年度末残高	4,451,270	7,686,800	△5,140,460	6,997,609

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整 勘定	その他の包括利 益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	51,464	51,464	6,462,962
当連結会計年度変動額			
新株の発行			933,800
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△347,688
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)	18,398	18,398	18,398
当連結会計年度変動額合計	18,398	18,398	604,510
当連結会計年度末残高	69,862	69,862	7,067,472

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 3社
- ・主要な連結子会社の名称 主要な連結子会社の名称は、事業報告内の「1. 企業集団の現況
(3) 重要な親会社等及び子会社の状況」に記載のとおりであります。

② 非連結子会社の状況

- ・該当事項はありません。

③ 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況

- ・該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ・該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

- ・該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 投資有価証券

- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

- ・商品、貯蔵品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価
切り下げの方法により算定）
- ・仕掛品 個別法に基づく低価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～10年

工具、器具及び備品 3年～10年

ロ. 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2～5年）に基づいております。

ハ. 少額減価償却資産

取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の定めに基づき、3年間で均等償却を行っております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

・決済関連

複数のQRコード（※）決済を1つのアプリで決済可能にするマルチQRコード決済サービス「StarPay」及び決済代行サービスを提供しております。決済金額等に応じた従量料金（決済手数料）については決済がなされた時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

また、決済端末の販売については顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品を引き渡す一時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足される取引であることから、出荷時点で収益を認識しております。

・DX関連

DXサービスのソフトウェアシステムの開発・提供をしております。顧客との開発請負契約に基づいてソフトウェアの開発履行義務を負っております。当該履行義務のうち、開発が完了した一時点において履行義務を充足する取引については顧客による検収時点で収益を認識し、当該サービスの提供期間にわたり履行義務を充足する取引については履行義務の充足に応じて収益を認識しております。また、開発期間にわたり履行義務を充足する一部の取引については、当事業年度までに発生した開発原価が予想される開発原価の合計に占める割合に基づき履行義務の充足に係る進捗度を測定し、収益を認識しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に計上しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

⑦ 消費税等の会計処理

控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

※QRコードは、(株)デンソーウェーブの登録商標です。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

減損に係る見積り

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	34,021千円
無形固定資産	726,054千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは連結計算書類の作成にあたり、固定資産の減損に係る見積りが経営の実態を適切に反映したものになるようグルーピングを行い、減損の兆候を判定します。兆候があると判定された資産又は資産グループ（以下「資産等」という。）は減損損失の認識の要否を判定し、その必要があると判定された場合は、金額を測定し連結計算書類へ計上します。

事業用資産については管理会計上のソフトウェアシステム単位ごとにグルーピングしております。減損の兆候の判定は、資産等を使用した営業活動から生じた損益の状況や、将来キャッシュ・フローの見積りの基礎である営業損益について事業計画等とその実績、翌連結会計年度以降の事業計画、市場環境など、当社グループが利用可能な情報に基づいて判定を行っております。

減損損失の認識の要否の判定は、資産等から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって行います。

減損損失を認識すべきであると判定された資産等については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上します。回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方により測定しております。

なお、減損の認識の判定における割引前将来キャッシュ・フローの総額及び認識の測定における使用価値は、事業計画等に基づき算出しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当社グループの過去の実績に基づく将来の見積りは、競合他社やQRコード決済市場の動向の変化の影響を受けるほか、自然災害や感染症をはじめとした予測困難な事象の発生に影響を受けるおそれがあるなど、不確実性が伴います。そのため実績が事業計画から著しく下方に乖離するなどして、翌連結会計年度に新たに減損の兆候があると判定され、減損損失を認識する必要が生じた場合には、同期間における連結計算書類に影響を与えるおそれがあります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|----------------------|----------|
| (1) 売掛金から直接控除した貸倒引当金 | 4,639千円 |
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額 | 38,132千円 |

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|--|-------------|
| (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び株式数に関する事項
普通株式 | 16,676,800株 |
| (2) 剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。 | |
| (3) 当連結会計年度の末日における株式引受権に係る株式の数
該当事項はありません。 | |
| (4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的
となる株式の種類及び数
普通株式 | 2,131,600株 |

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは資金運用については、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に増資により調達しております。

②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

売掛金の一部は顧客の信用リスクに晒されております。信託受託権は信託銀行口座の預金になります。敷金及び保証金は、主として事務所賃貸に伴う敷金であります。

買掛金や未払金は1年以内の支払期日で、預り金は1か月以内の支払期日であり、金利変動リスクは重要なものではありません。

③金融商品に係るリスク管理体制

顧客の信用リスクに関しては、当社は与信管理規程に従い、債権譲渡もしくは収納代行を行う決済サービスの加盟店以外の営業債権について、取引開始時に信用調査し与信を設定しております。また、各事業部門において取引先の状況を把握することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

預り金の一部において為替の変動リスクがありますが、1か月以内に支払うため、ヘッジをしております。

資金調達に係る流動リスクは、財務部門が資金繰計画を更新することで、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注）2. を参照ください）。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、信託受託権、買掛金、未払金、預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 敷 金 及 び 保 証 金	125,985千円	125,836千円	△149千円
資 産 計	125,985千円	125,836千円	△149千円

(注) 1. 金融商品の時価の算出方法

①敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算出しています。

2. 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は、「(2)金融商品の時価等に関する事項」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額
①投資有価証券	251,200千円

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	26,522,224	-	-	-
売掛金	510,896	-	-	-
信託受益権	1,568	-	-	-
合計	27,034,689	-	-	-

敷金及び保証金については償還予定が明確に確定できないものは上表に含めておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区 分	時			価
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
敷金及び保証金	-	125,836千円	-	125,836千円
資産計	-	125,836千円	-	125,836千円

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

- (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項
該当事項はありません。

9. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
当社グループは、フィンテック事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。
- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載しているため省略しております。

	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
主な財又はサービス	
決済関連	2,567,849千円
DX関連	745,787千円
その他	407,073千円
顧客との契約から生じる収益	3,720,710千円
その他の収益	—
外部顧客への売上高	3,720,710千円

- (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

- ① 契約負債の残高等
契約負債の残高は以下のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額
契約負債 (期首残高)	3,906千円
契約負債 (期末残高)	1,411千円

- ② 残存履行義務に配分した取引価格

履行義務に関する契約において、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額
1年以内	1,411千円
1年超5年以内	—

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	423円79銭
(2) 1株当たりの当期純損失 (△)	△21円51銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(自2023年1月1日)
(至2023年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純 資 産 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		株 主 資 本 計	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計		
当 期 首 残 高	3,984,370	3,777,130	3,442,770	7,219,900	△4,591,719	△4,591,719	6,612,550	6,612,550
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	466,900	466,900		466,900			933,800	933,800
当 期 純 損 失 (△)					△335,178	△335,178	△335,178	△335,178
当 期 変 動 額 合 計	466,900	466,900	—	466,900	△335,178	△335,178	598,621	598,621
当 期 末 残 高	4,451,270	4,244,030	3,442,770	7,686,800	△4,926,897	△4,926,897	7,211,172	7,211,172

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 関係会社株式
移動平均法による原価法
- ・ その他有価証券
市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 商品、貯蔵品
総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算出）
- ・ 仕掛品
個別法に基づく低価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10年
工具、器具及び備品	3～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なおソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 少額減価償却資産

取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の定めに基づき、3年間で均等償却を行っております。

(3) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

・ 決済関連

複数のQRコード決済を1つのアプリで決済可能にするマルチQRコード決済サービス「StarPay」及び決済代行サービスを提供しております。決済金額等に応じた従量料金（決済手数料）については決済がなされた時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

また、決済端末の販売については顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品を引き渡す一時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足される取引であることから、出荷時点で収益を認識しております。

・ DX関連

DXサービスのソフトウェアシステムの開発・提供をしております。顧客との開発請負契約に基づいてソフトウェアの開発履行義務を負っております。当該履行義務のうち、開発が完了した一時点において履行義務を充足する取引については顧客による検収時点で収益を認識し、当該サービスの提供期間にわたり履行義務を充足する取引については履行義務の充足に応じて収益を認識しております。また、開発期間にわたり履行義務を充足する一部の取引については、当事業年度までに発生した開発原価が予想される開発原価の合計に占める割合に基づき履行義務の充足に係る進捗度を測定し、収益を認識しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

- (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理 控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 投資等の評価に係る見積り

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	340,199千円
--------	-----------

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、新事業領域への拡大及び海外への展開を目的としてシンガポールに子会社を設立するとともに、納思達科技（大連）有限公司が発行する株式の取得を行い子会社化しております。

当該シンガポール子会社は海外のOEMパートナー開拓及びプロジェクト管理を目的としており、大連子会社は当社の開発の業務委託をしております。各社の財務数値が事業計画を大きく下回り、財政状態が悪化した場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 減損に係る見積り

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	22,869千円
無形固定資産	848,926千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、QR決済事業に関連するStarPayのシステム拡充やDX製品のために開発投資を行っており、ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定として貸借対照表に計上しております。固定資産の減損に係る見積りが経営の実態を適切に反映したものになるようグルーピングを行い、減損の兆候を判定します。兆候があると判定された資産又は資産グループ（以下「資産等」という。）は減損損失の認識の要否を判定し、その必要があると判定された場合は、金額を測定し計算書類へ計上します。事業用資産については管理会計上のソフトウェアシステム単位ごとにグルーピングしております。

減損の兆候の判定は、資産等を使用した営業活動から生じた損益の状況や、将来キャッシュ・フローの見積りの基礎である営業損益について事業計画等とその実績、翌事業年度以降の事業計画、市場環境など、当社が利用可能な情報に基づいて判定を行っております。

減損損失の認識の要否の判定は、資産等から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって行います。

減損損失を認識すべきであると判定された資産等については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上します。回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方により測定しております。

なお、減損の認識の判定における割引前将来キャッシュ・フローの総額及び認識の測定における使用価値は、事業計画等に基づき算出しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	21,778千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	327千円
短期金銭債務	48,397千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	3,907千円
売上原価	29,953千円
販売費及び一般管理費	469,602千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数
該当事項はありません。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	1,336,430千円
減価償却超過額	680
繰延資産償却超過額	93,638
一括償却資産	10,542
敷金	6,064
未払事業所税	1,161
その他	1
繰延税金資産小計	1,448,520
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	1,336,430
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	112,090
評価性引当額小計	1,448,520
繰延税金資産合計	—
繰延税金資産の純額	—

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	NETSTARS ASIA HOLDINGS PTE. LTD.	所有 直接 100.0%	業務委託先 役員の兼任	海外開拓の 委託 (注)	78,178	未払金	677

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 業務内容を勘案し、両社が協議し決定した契約に基づいて金額を決定しております。

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	納思達科技 (大連) 有限公司	所有 直接 100.0%	業務委託先 当社代表取締役 の二親等内の親 族(弟)	開発業務及 び媒体運営 の業務委託 (注)	524,161	買掛金 未払金	2,229 40,803

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 業務内容を勘案し、両社が協議し決定した契約に基づいて金額を決定しております。

(3) 兄弟会社等

該当事項はありません。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表9.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 432円41銭 |
| (2) 1株当たりの当期純損失(△) | △20円74銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

該当事項はありません。